

岩手県告示第 232 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 21 年 3 月 17 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 普代小屋瀬線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡岩泉町安家字大平 91 番地先から 89 番地先まで	新	m 34.9~12.3	m 210.4
	旧	17.8~9.8	210.4

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 宮古地方振興局岩泉土木事務所
- (2) 期間 平成 21 年 3 月 17 日から同年 4 月 17 日まで